

『有機溶剤作業主任者技能講習』開催のご案内

労働安全衛生法第14条施行令第6条の規定により屋内作業場、タンク内等において一定の有機溶剤（有機溶剤以外の物と有機溶剤との混合物で有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む）を用いて作業を行う場合には、有機溶剤物質による有害性を抑止するため労働衛生や作業方法に関する知識を有する作業主任者を選任しなければならないこととなっております。当協会は埼玉労働局の登録教習機関として、作業主任者の資格取得のための技能講習を下記により実施いたしますので、受講下さいますようお願い申し上げます

記

1. 講習日時 令和3年10月14日（木）09時25分～17時30分（受付開始09時10分）
10月15日（金）09時30分～18時 **講習修了後に試験を実施**
2. 講習会場 学科：熊谷市立勤労会館大ホール 熊谷市石原1407番地1（秩父鉄道 石原駅下車徒歩10分）
3. 募集人員 **99名（3密回避のため50%定員減。定員超過時はキャンセル待ち）（最少催行人員20名）**
4. 講習科目 (1) 有機溶剤による健康障害及び予防措置 (3) 保護具
(2) 作業環境の改善方法 (4) 関係法令
5. 講習費用 **14,080円**（受講料12,100円、テキスト1,980円）（税込）
※納付いただいた講習費用はお返しいたしません。事前変更申請による許可者の受講は可。
6. 申込方法 **①郵送申込**：まず申込書に必要事項と口座振込予定日を記入してFAXでお申込み下さい。
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ、写真1枚（縦30×横25mm、6ヶ月以内撮影、正面、無帽、無背景、裏面に氏名記入、デジタル写真の場合は写真専用用紙を使用）を受講申込書に貼付して、当協会宛に申込原本を郵送して下さい。
受講票は、申込書原本と口座振込を確認後にご担当者宛にFAXいたします。
②持参申込：まず申込書に必要事項と持参予定日を記入してFAXでお申込み下さい。
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ申込書に講習費用を添え当協会事務所に持参して下さい。
※午前9時～午後4時30分まで受付（土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません）
※個人申込みの方は、本人確認のため公的書類（自動車運転免許証等）の写しを添えて下さい。
③申込期限：申込書提出及び講習費用納入いずれも**10月6日（水）まで**。
④申込先：（一社）熊谷地区労働基準協会
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストビル1階
⑤振込先：埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
（一社）熊谷地区労働基準協会 宛（振込手数料はご負担願います）
7. 修了証 (1) 全科目を受講した所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。
(2) 欠席・遅刻・早退及び試験結果が基準に達しない場合は未修了となります。
(3) 試験結果及び修了証は講習修了後、2週間後までにご担当者宛に送付します。
8. その他 (1) 事務処理上、講習当日の受付はいたしません。(2) テキストは講習当日お渡しします。
(3) 当日の代替者の出席受講は認めません。(4) **昼食は必ず各自でご用意下さい。**
(5) 駐車場完備92台（うち4台は車椅子ご利用の方専用）※赤城神社の共用駐車場も利用可能

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーしてご使用下さい。